

(設置)

第1条 本市に仙台市行政区画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の行政区画に関する事項を調査審議し、その結果を答申する。

(組織等)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 一 学識経験者
- 二 市議会議員
- 三 関係行政機関の職員
- 四 市職員

3 委員は、答申が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(小委員会)

第6条 審議会に、その円滑な運営を図るため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

3 小委員会に委員長を置き、小委員会の委員の互選によって定める。

4 委員長は、小委員会の事務を統括する。

5 第4条第3項及び前条の規定は、小委員会に準用する。この場合において、「会長」とあるのは「委員長」と、「委員」とあるのは「小委員会の委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。